定款

株式会社グラフィコ

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社グラフィコと称し、英文ではGRAPHICO、Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 化粧品、健康食品、医薬部外品及び医薬品の企画、製造、販売、卸及び輸出入
 - 2. 広告、宣伝に関する企画、制作及び販売
 - 3. 店舗設計、商業印刷物の作成
 - 4. ソフトウェアの企画、製造、販売
 - 5. 飲食店の経営
 - 6. 経営コンサルティング業務
 - 7. 特許権・著作権等の管理・貸与及び運用
 - 8. 日用品雑貨の販売及び輸出入
 - 9. 茶類、清涼飲料水、食品の企画、製造、販売及び輸出入
 - 10. 輸入代行業務
 - 11. 医療及び美容機器、検査機器、医療・美容用具等の企画・製造、リース、レンタル及び販売
 - 12. 薬局の経営
 - 13. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し て行う。

(機 関)

- 第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の 株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の 各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては 取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会 において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の 取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行 使することができる出席株主の議決権の過半数の決議をもって決する。
 - 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権 の 3 分の 2 以上の決議をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使する ことができる。この場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。
 - 2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役は15名以内とする。
 - 2 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役5名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
 - 2 当会社の取締役は、株主総会の決議において、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決 権の過半数の決議によって選任する。
 - 3 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了 する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - 2 当会社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である 事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部 を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)については、監査等委員である取締役とそれ 以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を 含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締 役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。
 - 2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。 ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができ、監査等委員 全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催すること ができる。
 - 3 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
 - 4 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程で別に定める。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 剰余金の配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

- 1 変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 2 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年9月29日 一部改定